

「総合支援資金決定通知書様式を変更した」 県社協から電話連絡がありました

新潟県生連は、8月24日、総合支援資金コロナ特例貸付「決定通知書」の様式が、国の事務連絡の趣旨や、それまでの県社協の回答に反するとして、県社協に是正を求めました。8月28日、県社協から様式を変更し各社協へ通知を行い、生活状況の確認は「報告書」ではなく、市町村社協から月1回電話で確認する方式に変えさせていただきました、との電話連絡が生活支援課長からありました。

「決定通知書の様式を変更し、市町村社協に事務連絡をした」

総合支援資金貸付コロナ特例には、「生活状況報告書」の提出は必要ありません。ところが、県社協の「決定通知書」には「毎月20日までに市町村社協において相談面接（生活状況、就職活動の状況報告等）をお受けください。面接が確認できない場合、貸付を停止する」との記載がありました。県社協は、このことについて、「決定通知書の様式を変更し、各市町村社協へ事務連絡をおこないました」と述べました。

「生活状況の確認は、市町村社協から月1回電話確認をする」

また、国が、借主から月に1回電話で生活状況の報告を求めていることについて、「借主に対して市町村社協から月1回電話で状況をお聞きすることにした」と回答がありました。これで、県社協の総合支援資金貸付事務は、大幅に改善されました。

緊急小口資金と同様に総合支援資金も郵送で受け付け

上越市の女性は、7月に20万円の総合支援資金貸付を申請しましたが、9万円しか貸付けられませんでした。8月24日の県社協の回答をもとに、手紙でさらに11万円の貸付を申請しました。県社協はこれを受理し、11万円の貸付を来週にも実行すると述べました。しかし、7月と8月分については、事務的に貸付はできないと述べました。